

下水道接続工事に助成金を支給します

～公共下水道接続促進事業補助金交付制度～

敷地内の排水設備工事(浄化槽などから下水道への切替工事)に補助金を助成します。きれいな海や川を守り、快適な生活環境の向上を図るために、早めの接続をお願いします。受付対象の建物および補助額は下表を確認して下さい。

【補助金の助成内容】

建物の種類	合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽または、汲み取り式便所を設置している建物
補助額	工事費が5万円以上の場合、 5万円	工事費が10万円以上の場合、 10万円
	工事費が5万円未満の場合、 掛かった金額	工事費が10万円未満の場合、 掛かった金額

※補助金の支給が、今年度で終了する地域があります！

※新築建物の工事は除きます。

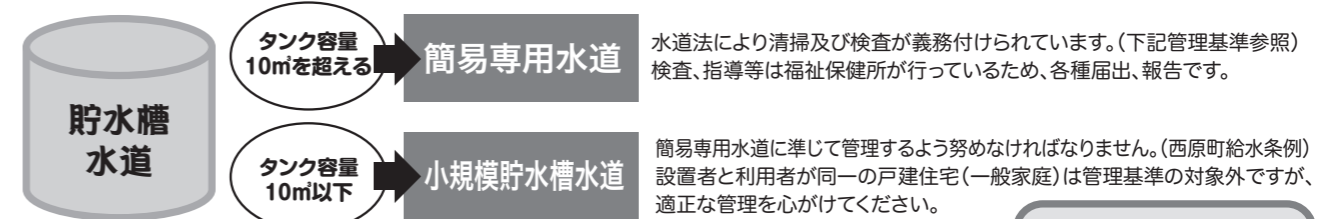
補助対象は、公共下水道への接続が可能になった日から3年以内(ただし、平成28年6月時点で、すでに接続可能となっている区域では、その日から3年以内)に申請された補助要綱の条件に合うものです。

●詳細は、西原町ホームページ((トップページ→暮らし・手続き→上下水道→下水道接続工事の補助金がスタートしました)をご確認いただくか、上下水道課へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 建設部上下水道課 給水係 ☎945-4934

受水槽や高置水槽の管理は、定期的に点検・清掃を! 建物の管理者(所有者)の責任です!

貯水槽水道(受水槽や高置水槽のある建物)を使用している場合、貯水槽以降の水質の管理は、建物の所有者または管理者が行うことになっています。安全でおいしい水道水を配水管から届けても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲むことができません。管理が不適切な場合が見受けられますので、十分な衛生管理をお願いします。



【管理基準】

1.貯水槽の清掃

1年以内ごとに1回、定期的に貯水槽(タンク)の清掃を行い、清掃時に水槽内の破損や劣化の点検を行いましょ。

2.貯水槽の点検

有害物、汚水等に汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的に点検を行いましょ。

3.水質検査の実施

1年以内に1回以上、定期的に水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する水質の検査を行いましょ。

4.給水停止及び利用者への周知

供給する水が人の健康を害するおそれがあると分かったときは、ただちに給水を停止し、その水を使用することが危険であることを関係者に周知してください。

※貯水槽清掃業、同水質検査業の登録業者については南部福祉保健所(☎889-6799)、または上下水道課へお問い合わせください。

第58回 水道週間

■平成28年度水道週間スローガン

「じゃ口から 安心とどけ 未来まで」

毎年6月1日から7日は「水道週間」です。水道利用者の理解と関心を深めるため、全国的に広報活動を中心としたさまざまな関連行事が催されます。本町でも下記行事を予定しています。

◇節水パレード

6月1日14時～(西原町管工事協同組合と共催で車両による広報パレード)

◇水道施設見学

5月30日、5月31日、6月8日、6月10日
【町立各小学校の4年生を対象に北谷浄水場等を施設見学】

安全でおいしい水道水推進運動実施中!

【お問い合わせ】 建設部上下水道課 給水係 ☎945-4934

水道料金に関する詐欺メールにご注意ください!



水道料金に関する詐欺メールが届いたとの情報が寄せられています。メール内容は「※給水停止についてのお知らせ※」の件名で、入金がないと給水停止をするというものです。また、連絡先としてURLアドレスが記載されています。(リンク先に不審サイト) 上下水道課からメールで水道料金について、お知らせすることはありません。メールは開封しないで削除してください。もし、開封した場合は、メールに記載されたリンクはクリックせず、メールは削除してください。また、周囲への注意喚起を合わせてお願いします。

【お問い合わせ】 建設部上下水道課 業務係 ☎945-4934

農地の利用状況調査を行います

農業委員会では、8月に農地利用状況調査を行う予定です。調査の結果、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の所有者に対して「利用意向調査」を実施し、農地の利用確認を行います。

下記の事例に該当する場合、「**農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告**」の対象となります。勧告が行われると、勧告の対象となった農地の固定資産税が増額する可能性があります。また、勧告にも応じなかった場合には、県知事の裁定によって**当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される**可能性があります。

①平成27年12月に送付された利用意向調査(文書)について回答がない

まだ回答していない方は**6月中旬に回答してください。**

②「自ら耕作します」と回答しているが、農業上の利用の増進が図られていない

6月中旬に耕作を再開してください。

③「自ら権利の設定若しくは移転を行う」と回答しているが、行われていない

農業委員会で許可申請を行う必要があります。6月中旬に手続きをしてください。

④農地を有効に利用すると認められない回答をした

自ら耕作されるか、6月中旬に農業委員会と協議を行ってください。

農業委員会は、遊休農地の発生防止とすみやかな解消に取り組んでいます。文書が届いていない方でも、農地の管理について不安や疑問等がある場合は下記までご相談ください。

【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎945-5281